

## 平成29年度耐震改修促進計画改定に伴う木造住宅戸別訪問委託に関する質問と回答

番号	質問	回答
1	<p>履行場所及び訪問対象総件数について 設計書に記載される履行場所は「市内全域」となっているが、これは文字通り「全区を対象」とするものと理解すべきか否か、訪問員配置等の訪問計画を検討する上で、予め具体的な対象領域（区）を承知しておくことは可能か。 また、訪問対象戸数（総件数）は、仕様に記載されていないが、内訳書の数量欄に記載される6万戸と理解してよろしいか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履行場所については、28年度に同業務の委託を行った7区（鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、磯子区、金沢区）に加え、その他2～3区程度を対象とする予定です。</li> <li>・訪問対象戸数は、特記仕様書及び内訳書の数量欄に記載した6万戸程度となります。</li> </ul>
2	<p>訪問対象地区及び住戸を図示した地図について 訪問活動において対象住戸を特定するための資料として市から提示されるものは、特記仕様書の「3. 業務内容」の（1）に記載される「訪問対象地区及び住戸を図示した地図」（以下、「地図」という。）のみと理解すべきか。 この場合、訪問活動において対象住戸の特定が容易であり、訪問現場での無用な混乱を回避できるものであることが、事業全体の「効率性」と「正確性」を担保する上で不可欠であると考えられるが、「紙ベース」の提供のみか、「電子ファイル」での提供が可能か否か。また、紙ベースの提供の場合、対象住戸を確認し得るようなサイズか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象住戸を特定するための資料は、特記仕様書に記載したとおり「訪問対象地区及び住戸を図示した地図」のみとなります。</li> <li>・なお、住戸を図示した地図については、「紙ベース」及び「電子ファイル（PDFファイル）」での提供を予定しています。電子ファイルについては、紙ベースの地図の縮尺に対して2倍程度拡大したものを提供する予定です。</li> </ul>
3	<p>上記2の地図以外に訪問対象住戸を特定するための補完資料の提供について 訪問活動において対象住戸特定の容易性と正確性を高めるとともに、訪問漏れや重複訪問等の回避等、訪問結果の精査（訪問対象住戸と訪問住戸との突合等）を行う上で、対象区域ごとの件数を予め把握できることが肝要と考えられる。 この観点から、地図以外に次のような補完資料の提供は可能か否か。 ①対象エリア（細区分）ごとの訪問対象住戸数を確認できるデータ ②訪問対象住戸ごとに付されると想定される番号について対象エリア（細区分）ごとに使用番号を把握できるデータ ③訪問対象住戸ごとに住所を確認できるデータ（個人情報保護の観点から所有者、居住者名を除く）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地図以外の補完資料としては、下記を予定しています。</li> <li>①町丁目単位で概算住戸数を確認できるデータの提供は可能です。</li> <li>②区単位での付番を確認できるデータの提供は可能です。</li> <li>③訪問対象住戸ごとの住所の提供は予定していません。（市が提供する「訪問対象地区及び住戸を図示した地図」をもとに、訪問を行ってください）</li> </ul>
4	<p>記録紙の記載要領について 特記仕様書には、訪問結果の記録紙への記載要領は、貴市「マニュアル」に基づくものとされている。訪問員による記載内容の統一性を確保する上で、対象住戸の現況形態が提供地図と異なる建替、空き地、空家、事業所・店舗等々、多様性も想定されたマニュアル内容となっているか否か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象住戸については、旧耐震基準の木造住宅である前提で抽出し、地図を作成しています。</li> <li>上記の前提以外の場合については、その旨を記載できる記録用紙としており、その判断基準は説明会及びマニュアルで示します。</li> </ul>